

れいわ ねんど ちてきしょうがいしゃ たいしょう かいけいねん どのにんようしょくいん  
令和4年度 知的障害者を対象とする会計年度任用職員

さいようせんこうじっしあんない  
(オフィスサポーター) の採用選考実施案内

ほんじっしあんない せんこう び せんこう ほうほうどう しんがた かいけいねん どのにんようしょくいん かんせんしょう かんせん  
本実施案内の選考日、選考の方法等については、新型コロナウイルス感染症の感染

じょうきょう へんこう ばあい  
状況により変更になる場合があります。

1 しょくめい  
職名

オフィスサポーター (ちほうこうむいんほうだい じょう たい こうだい ごう もと かいけいねん どのにんようしょくいん)  
地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員)

2 さいようよていすう  
採用予定数

めいていど  
5名程度

3 さんむばしょ  
勤務場所

とうきょうとそうむきょくじん じぶ しんじゅくくにししんじゅくちちやうめ ばん ごう とうきょうとちやうだいいちほんちやうしゃ  
東京都総務局人事部 (新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎)

4 にんようきかん  
任用期間

れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※ にんようかいし げんそく いっかげつ きんむじょうきやう おう えんちやう ばあい じょうけんつき  
任用開始から原則として一か月(勤務状況に応じ、延長の場合あり。)は、条件付

にんようきかん じょうけんつきにんようきかんちやう きんむじょうけん へんこう  
任用期間です。なお、条件付任用期間中も勤務条件に変更はありません。

※ にんようきかんまんりやうご どういつ しょくむないやう しょく せっち ばあい のうりょくじっしやう けっか  
任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が

りやうこう ばあい つうさん れんぞく かい こうぼ さいどのにんよう かのうせい  
良好である場合は、通算して連続4回まで公募によらず再度任用される可能性があります

す（期間を定めた任用であるため、令和6年4月1日以降の任用を保障するものではありません。）。また、4回目の再度任用（公募によらない）の後、公募が行われる場合は、引き続き応募が可能です。

※ 本人の意向等を踏まえ、令和4年度中（令和4年10月以降）に任用する場合があります。この場合、任用期間は令和5年3月31日までとなります。任用期間満了後に能力実証の結果が良好である場合は、通算して連続4回まで公募によらず再度任用される可能性があります（期間を定めた任用であるため、令和5年4月1日以降の任用を保障するものではありません。）。また、4回目の再度任用（公募によらない）の後、公募が行われる場合は、引き続き応募が可能です。

## 5 職務内容

総務事務、事務補助、軽作業

（旅費・社会保険等の事務補助、パソコンによるデータ入力・照合作業、

各種資料の作成・確認・集計、資料の配付・発送、書類の整理・保管・電子化、

資料のコピー・シュレッダー、用紙補充、文書受取・送付、用品の整理等）

## 6 勤務条件

(1) 勤務時間等

げんそく しゅう じかん にち じかん しゅう にちきんむ  
・原則として、週 35時間（1日7時間かつ週 5日勤務）

げんそく じ ふん じ ふん きゅうけいじかん じ じ  
・原則として、9時15分～17時15分（うち休憩時間12時～13時）

しよていきんむじかん こ きんむ うむ げんそくなし きょうむ ひつようじょう え  
・所定勤務時間を超える勤務の有無 原則無（ただし、業務の必要上やむを得な

ばあい かが あり  
い場合に限り有)

## (2) 休暇

ゆうきゅう  
(有給)

ねんじゆうきゅうきゅうか こうみんけんこうしとうきゅうか にんしんしゅつさんきゅうか ぼ し ほけんけんしんきゅうか  
年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、

にんぶつうさんじかん しゅつさんしえんきゅうか いくじさんかきゅうか けいちょうきゅうか か ききゅうか  
妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、夏季休暇

むきゅう  
(無給)

いくじじかん こ かんごきゅうか せいりきゅうか たんき かいごきゅうか かいごきゅうか かいごじかん  
育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、

いくじきゅうぎょう ぶぶんきゅうぎょう  
育児休業、部分休業

※ いったい ようけん み ばあい じょうききゅうかとう ふ よ  
一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

## (3) 報酬

ア ほうしゅうがく にちがく えん ひ じかんきんむ  
報酬額 日額 7,700円（日7時間勤務）

※ かいてい ばあい  
改定される場合があります。

※ つうきんてあてそうとうがく べつとしきゅう じょうげん えん ひ  
通勤手当相当額を別途支給します。（上限2,600円/日）

イ 支給日 当月分を原則として、翌月15日に支給します。

(4) 期末手当

一定の要件を満たす場合、期末手当を支給します。

(5) 社会保険

健康保険（全国健康保険協会）、厚生年金保険、介護保険（要件を満たす場合）、及

び雇用保険を適用します。※地方公務員共済組合制度（短期給付）が一定条件下で適用  
されます。

(6) 健康診断

常勤職員に準じて実施します。

(7) 公務災害補償

「東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」又は「労働災害補償保険法」

の定めるところによります。

(8) 勤務形態

オフィスサポーターは、障害者雇用支援員による業務の支援や指導助言、作業内容

の評価等を受けながら業務を行います。

## 7 受験資格

次の条件を全て満たす人

(1) 以下のいずれかに該当する人

・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人

・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター

一、精神保健指定医により知的障害者であると判定された人

※ 手帳の名称については、交付している地方公共団体により独自の名称が付され

ている場合があります（例えば、東京都が交付している療育手帳については、「愛の

手帳（東京都療育手帳）」という名称が付されています。）。ご自身の手帳の種類が

不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。

※ 交付申請中の場合は申し込めません。なお、上記（1）に該当していることが

確認できない場合、選考を受験できないほか、最終合格後であっても採用されませ

ん。

(2) 任期中、安定して勤務（週35時間）することが見込まれる人

(3) 職員の指示に従って、意欲を持って職務に取り組むことができる人

(4) パソコンの操作（エクセル、ワード等）が行える人

（ワープロ検定3級、情報処理技能検定3級、漢字検定5級を持っていると望ま

しい）

(5) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる人

(6) 次のア～オのいずれにも該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 東京都の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

## 8 採用までの流れ

選考は、次の方法により実施します。

(1) 受付期間 令和4年8月19日(金曜日)まで(消印有効)

(2) 提出書類

ア かいけいねん どにんようしょくいんもうしこみしょ  
会計年度任用職員申込書

イ もうしこ きくぶんふく  
申込みシート（作文含む）

ウ じゅけんしかく ゆう しょう しよるい りょういくてちょう うつ どう  
受験資格を有することを証する書類（療育手帳の写し等）

※ しょうがい わ ぶぶん か  
障害が分かる部分のみで可

(3) もうしこみほうほう  
申込方法

「(1) うけつけきかん きさい きげん  
受付期間」に記載された期限までに「(2) ていしゅつしよるい きさい しよるい  
提出書類」に記載された書類を

つぎ そうふさき ていしゅつ  
次の送付先に提出してください。

※ おうぼしよるい へんきやく りょうしょう  
応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

【そうふさき  
送付先】

〒163-8001

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちょうめ ぼん ごう とうきょうとちょうだいいちほんちょうしゃ かいみなみがわ  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎13階南側

そうむきょくじんじぶせいどきかくか さいようたんとう あ  
総務局人事部制度企画課 オフィスサポーター採用担当 宛て

(4) しよるいせんこう  
書類選考

ごうひ けつか れいわ ねん がつげじゅんころ せんこうたいしょうしゃ あ ゆうそう つうち  
合否の結果については、令和4年8月下旬頃に選考対象者宛て郵送による通知を

おこな  
行います。

(5) いちせんこう めんせつ じつぎしけん  
一次選考（面接・実技試験）

ア せんこうび  
選考日

れいわ ねん がつ にち かようび がつ にち すいようび してい にち  
令和4年9月6日(火曜日)・9月7日(水曜日)のうち、指定する1日

※ しょうさい しゅうごうにちじ ばしょおよ も ものとう せんこうたいしょうしゃ たい べつとつうち  
詳細な集合日時、場所及び持ち物等は、選考対象者に対して別途通知しま  
す。

※ せんこうび へんこう  
選考日は変更できません。

※ こべつめんせつ じゅけんしゃ とうろくとう しゅうろうしえんきかん しょくいん とくべつしえん  
個別面接では、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員や特別支援  
がっこう きょういんとう どうせき ごうりてきはいりよ みと  
学校の教員等の同席を合理的配慮として認めます。

イ けっかつうち  
結果通知

れいわ ねん がつちゅうじゅんごろ せんこうたいしょうしゃ あ ゆうそう つうち おこな  
令和4年9月中旬頃に選考対象者宛て郵送による通知を行います。

(6) に じ せんこう じっちしけん  
二次選考(実地試験)

れいわ ねん がつ にち かようび がつ にち もくようび  
令和4年9月27日(火曜日)～9月29日(木曜日)

※ しょうさい しゅうごうにちじ ばしょおよ も ものとう せんこうたいしょうしゃ たい べつとつうち  
詳細な集合日時、場所及び持ち物等は、選考対象者に対して別途通知しま  
す。

(7) さいようしゃ けつてい  
採用者の決定

さいしゅうけつか れいわ ねん がつじょうじゅんごろ せんこうたいしょうしゃ あ ゆうそう つうち  
最終結果は、令和4年10月上旬頃に選考対象者宛て郵送で通知します。

(8) そのた  
その他

もうしこ きさい じこういがい せんこうじ ごうりてきはいりよ ひつよう かた かぎ  
申込みシートに記載の事項以外で、選考時に合理的配慮が必要な方は、できる限り

はいりよ  
配慮しますので、申込時に必ずお申し出ください。



また、<sup>せんこうたいしょうしゃあ</sup>選考対象者宛ての<sup>つうち ゆうそう</sup>通知（郵送）が、<sup>つぎ ひづけ</sup>次の日付までに<sup>とど</sup>届かない場合には、<sup>ぼあい</sup>その翌営業日（<sup>よくえいぎょうび</sup>午前9時から<sup>ごぜん じ</sup>午後5時まで）に<sup>かき</sup>下記11の<sup>といあわ きき</sup>問合せ先へ<sup>かなら</sup>必ず<sup>と あ</sup>問い合わせ  
てください。

・<sup>しよるいせんこうけっかつうち</sup>書類選考結果通知 <sup>れいわ ねん がつ にち きんようび</sup>令和4年9月2日（金曜日）

・<sup>いちじせんこうけっかつうち</sup>一次選考結果通知 <sup>れいわ ねん がつ にち かようび</sup>令和4年9月20日（火曜日）

・<sup>さいしゅうけっかつうち</sup>最終結果通知 <sup>れいわ ねん がつ にち きんようび</sup>令和4年10月14日（金曜日）

## 9 <sup>しんがた</sup>新型コロナウイルス<sup>かんせんしょう</sup>感染症の<sup>かんせんぼうしさく</sup>感染防止策について

### (1) <sup>せんこう び どうじつ</sup>選考日当日における<sup>かんせんぼうしさいさく</sup>感染防止対策

<sup>たしゃ てきせつ きより</sup>他者と適切な距離を<sup>かくほ</sup>確保し、<sup>ひまつかんせんたいさくよう</sup>飛沫感染対策用<sup>ばんせつちとう</sup>アクリル板設置等の<sup>ぼうしさく こう</sup>防止策を<sup>うえ</sup>講じた上

で<sup>せんこう</sup>選考を<sup>じっし</sup>実施します。

<sup>かんせんぼうしさく</sup>感染防止策として、<sup>せんこうどうじつ</sup>選考当日は<sup>ちやくよう</sup>マスクの<sup>ねが</sup>着用を<sup>よてい</sup>お願いする<sup>じゅんび</sup>予定ですので、<sup>ねが</sup>準備をお

願います。

### (2) <sup>せんこうじゅけん ひか</sup>選考受験を<sup>かた</sup>控えていただきたい方

<sup>とちやうしゃ</sup>都庁舎では、<sup>しんがた</sup>新型コロナウイルス<sup>かんせんしょう</sup>感染症の<sup>かんせんかくだいぼうし</sup>感染拡大防止のため、<sup>れいわ ねん がつ にち</sup>令和2年3月4日か

<sup>らいちやうしゃ たい</sup>ら来庁者に対する<sup>けんおん</sup>検温を<sup>じっし</sup>実施しています。

<sup>せんこう び どうじつ</sup>選考日当日に、<sup>か ぜ</sup>風邪の<sup>しょうじょう</sup>症状がある、<sup>どいじょう</sup>37.5度以上の<sup>ねつ</sup>熱がある、<sup>けんたいかん つよ</sup>倦怠感（強いだるさ）

がある、<sup>こきゅう</sup>呼吸が<sup>こんなん</sup>困難である（<sup>いきぐる</sup>息苦しい）等の<sup>とう</sup>症状がある方は、<sup>かた</sup>受験を<sup>じゅけん ひか</sup>控えてくださ

い。

また、以下のいずれかに該当する方についても、他の受験者への感染のおそれがあるため、選考日当日の受験を控えてください。

ア 新型コロナウイルス感染症のPCR検査等により陽性の判定を受けて、選考

日当日はまだ療養が終了していない方

イ 保健所により、感染者の「濃厚接触者」と判断され自宅待機を指示されており、

選考日当日はまだ解除されていない方

ウ 海外(全ての国・地域が対象)から帰国・入国された方で、選考日当日、帰国・

入国の次の日から起算して14日間経過していない方

## 10 その他

オフィスサポーターとして一定期間勤務後、常勤職員へのステップアップ選考を受験することができます。

## 11 問合せ先

東京都総務局人事部制度企画課 オフィスサポーター採用担当

電話 (直通) 03-5388-2381 (都庁内線) 24-572